

事務連絡
平成29年9月7日

一般社団法人日本冷蔵倉庫協会会長 殿

国土交通省
大臣官房参事官(物流産業)
総合政策局国際物流課長

特定外来生物の侵入防止に係る国内における対応について

標記ついて、これまで関係各位の協力を得ながら特定外来生物の侵入防止に係る国内における対応(いわゆる「ヒアリ対策」。)を行ってきたところでありますが、今般、ジブチ共和国(環境省が把握しているヒアリ定着国でない地域)発、オマーン国、中国経由にて横浜港で陸揚げされたコンテナにヒアリが確認されるという事案が発生致しました。(別紙1)

ヒアリは、刺傷による人の健康被害等、侵入・定着した場合は甚大な被害をもたらすと考えられております。各位におかれましては、輸入コンテナを取り扱う場合、下記の対策を講じて頂けるよう傘下会員に周知をお願い致します。

記

1. 輸入コンテナを取り扱う場合において、ヒアリと疑われるものが存在していないか確認をお願い致します。
2. ヒアリと疑われるものを発見された場合には、これを安全に駆除し、都道府県環境主管部局又は環境省地方環境事務所へ連絡するとともに、当方宛ご連絡を頂けるようお願い致します。(関係官署連絡先(都道府県・環境事務所別)は別紙2をご参照ください。)
3. 輸入コンテナがヒアリの生息地及び生息が疑われる地域(※)が経由地となっているか確認するにあたっては、別紙3に記載されている船会社ホームページから確認するようお願い致します。

(ヒアリに係る参考資料)

(※) https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/files/r_fireant.pdf